

令和6年度南加賀保健所運営協議会

日時 令和7年3月7日（金） 14：00～16：00
場所 南加賀保健福祉センター 大会議室

【課題に対する質疑応答】

「議題① 医療安全及びオンライン診療について」

質疑なし

「議題② 高齢者施設等における感染症対応力強化事業について」

(委 員) 特定給食施設とはどのようなものか。

(事務局) 特定給食施設とは、特定かつ多人数が食事をする施設例えば学校、高齢者施設などを指しております。

(委 員) 学校薬剤師会は、年3回学校の給食施設を巡回しているが保健所の指導はどうのようなものか。

(事務局) 保健所は、薬剤師が食品衛生監視員として、管理栄養士が栄養指導員としてペアを組み管内施設を約3年に1度計画的に巡回指導を行っている。

「課題③ 福祉事務所及び児童相談所としての業務について」

(委 員) 児童虐待は増えている。事前の防止等が必要であり、それを保健所の方に担ってもらっている。

「課題④ 食品の安全・安心の確保について」

(委 員) H A C C Pを遵守しなくても罰則がないため、お店の協力がないと遵守を徹底させることが難しい。

(事務局) H A C C Pとは、簡単に言うと、お店でどのような食中毒が考えられるか、それに対してどの様に対応すればよいか考えてももらうことである。これに関しては、罰則規定は無くケースバイケースの対応になるため協力を依頼している。

(委 員) H A C C Pに関しては罰則規定は無く、努力義務ということであるが、努力義務があるにもかかわらず怠っていた場合、別の法律の罰則を受ける可能性があることや民事問題が発生する可能性があるといったリスク。逆にそれを行っていることによりこれを回避できる可能性があるということや、お客様に安心してもらえるという利益があると思う。努力義務を普及させるためには、利益とリスクを広報していくしかないと思う。

「課題⑤ レジオネラ症防止対策及びいしかわ動物愛護センターについて」

質疑なし

「課題⑦ 健康推進課業務及び障害者地域生活への支援について」

(委 員) 保健所で行っている「ひきこもり支援」の現状や今後の対応を教えていただきたい。

- (事務局) 今年度「家族教室」を行い支援者や家族を対象に精神科医師の講演会や家族の交流会を開催した。また、個別の相談は隨時行っている。
- (委 員) 保健所は様々な対応のノウハウが蓄積されていて実績もあると思うので、様々な事業の企画の段階でアドバイスや助言などの後方支援をしていただけたとありがたい。
- (委 員) ひきこもりだけでは無いのですが、訪問指導に関しては、発見されての訪問指導や相談されての訪問指導が主ではないかと思う。ひきこもりや身体的な理由で発見されないものや相談されないものを見つけ出すためにどのように対応しているのか。
- (事務局) 今、重層支援や共生に力を入れている。ひきこもり等に関して、誰が発見しても良い。気づいてあげることが大事である。各市で様々な相談の窓口を設置し相談等を受けている。
- (委 員) こころのサポーターの養成に向けて、今年度は保健所職員、市町の職員が対象に研修が行われた。今後は住民を対象し普及していくのでしょうか。その場合どこが主体となるのでしょうか。
- (事務局) 今年度は、保健所職員市町職員が指導者用の講習を受講した。これを受講した職員が一般の方へ伝達講習等を行い精神障害、メンタルヘルスへの理解を幅広く普及して行く。

「課題⑧ 加賀地域センターについて」

質疑なし

【意見交換】

- (委 員) 高校保健体育科における精神疾患教育について伺いたい。
- (事務局) 県教育委員会に問い合わせた結果、学習指導要領に基づき、精神疾患の特徴、予防と対応、専門家への相談、社会環境について指導を行っている。学校によっては独自の取り組みを行っているところもある、とのことだった。